

応用物理学会量子エネルギー変換研究会セッション奨励賞規程

第1条(名 称)

本賞は、「応用物理学会量子エネルギー変換研究会セッション奨励賞」(以下、「研究会セッション奨励賞」という)と称する。

第2条(規程の趣旨)

本規程は、公益社団法人応用物理学会量子エネルギー変換研究会(以下、「本研究会」という)が若手会員に対して行う表彰に関して定めたものである。

第3条(表彰の目的)

本表彰は、春季または秋季の応用物理学会学術講演会にて開催する本研究会セッション(以下、「本研究会セッション」という)において、応用物理学の発展に貢献しうる優秀な発表に対し「研究会セッション奨励賞」を授与し、その功績を称えることを目的とする。

第4条(表彰の対象)

表彰対象は、本研究会セッションにおいて、応用物理学の発展に貢献しうる優秀な口頭発表を行った、応用物理学会細則に定める応用物理学会会員および分科会会員であり、かつ研究会セッション奨励賞を未だ受賞していない者であって、以下の資格を有する者とする。

- (1) 講演の筆頭著者の学生であること
- (2) 登録された登壇者であり、かつ実際に登壇した者
- (3) 表彰時に本条に定める会員外(相互協定を締結した外国学協会の会員、共催学協会会員、および細則に定めない会員)の者は表彰対象としない。
- (4) 同一の学術講演会において応用物理学会講演奨励賞を受賞した者は表彰対象としない。

第5条(受賞者人数)

本表彰の受賞者数は以下のとおりである。

- (1) 総獲得票数の多い発表の上位から受賞対象となる。
- (2) 受賞者は口頭発表件数の 1 割以下とし端数は切り捨てる。

第6条(受賞手続き)

1. 受賞者の選考は本研究会代表者が委嘱した数名からなる本研究会セッション奨励賞選考委員会が行う。
2. 選考委員会の委員が表彰の候補者となった場合は、委員または候補者を辞する。また委員と候補者に関係がある場合(指導教員と学生、家族、同一所属(部署)など)は該当する候補者の選考には加わらない。
3. 受賞者が決定されたときは、当該選考委員会委員長が本研究会幹事会に選考の経過及び結果を報告し、承認を得る。
4. 本研究会代表は、受賞者決定後、速やかに応用物理学会理事会に報告するとともに該当者に通知し、ホームページに公示する。
5. 受賞者には本研究会代表名で表彰を行い、賞状および副賞を授与する。

第7条(費用)

本表彰にかかる費用は、本研究会予算内で賄う。

第8条(規程の改正)

本規程の改正は、総務担当理事承認の承認を得るものとする。

附則

2025 年 6 月 27 日 総務理事承認